

令和2年5月20日

受講者各位

一般社団法人 名北労働基準協会

6月より各種講習会の実施を再開します

当協会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止による「緊急事態宣言」が発令されたことに伴い、令和2年4月10日から5月末日までに実施する各種講習会をすべて中止いたしました。

このたび愛知県は、政府の緊急事態宣言が解除され、また愛知県独自の緊急事態宣言も5月末日までとなっていることから、当協会では令和2年6月1日よりすべての講習会・セミナーの実施を再開します。

再開にあたり、当協会では基本方針と具体的対策を定めた「新型コロナウイルス感染予防対策」基本方針」を取りまとめ、受講者のみなさまに感染防止対策をいたします。

ぜひ、今後とも当協会のご活用をお願いいたします。

記

1. 令和2年6月1日よりすべての講習会・セミナーの実施を再開します。
2. お問い合わせ・ご連絡先

一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付

電話: (052)961-1666 FAX: (052)962-1670

「新型コロナウイルス感染予防対策」基本方針

一般社団法人 名北労働基準協会

1. 基本方針

- (1) 来館者、受講者、職員等の安全・健康を最優先
- (2) 来館者、受講者、職員等すべての関係者における感染拡大防止の徹底
- (3) 講習・会議等中止の場合においても、資料送付、WEB セミナー等を通じ、情報発信を行う。

2. 具体的対策

(1) 講ずべき感染症の予防策

【会館設備等】

- ①机、椅子、ドアノブ、エレベーターボタン等、手を触れる箇所は、定期的（毎日・講習会開催は休憩の都度）、頻繁に除菌用アルコール等を使用しての拭き掃除を実施する。
- ②各階にアルコール消毒液を配置し、入室前には必ず手指消毒を実施する。
- ③常時窓を開け換気を行う。
- ④トイレの「ハンドドライヤー」はウイルス飛散の恐れがあり、使用禁止とする。

【講習・会議運営】

- ①参加者にマスク着用を義務付け、未装着者に対し協会よりマスクを支給する。
担当職員、講師もマスクを着用する。
- ②受付時に除菌用アルコールにて消毒、非接触型体温計による検温を実施する。
- ③講習は感染者が発生した場合の追跡調査のため、受付時に受講票による本人確認を徹底する。
- ④会場の配席留意（原則 1 名 1 席、各人 2 メートル間隔、千鳥配置）を行う。
- ⑤講習中は 3 階外窓・入口 2 か所を開放し、サーキュレーターにより、室内の強制換気を行う。
- ⑥協会 3 階「大会議室」では参加者は原則 30 名以内とし、これを超える場合は外部会場（上限 50 名）にて対応。
- ⑦日本または愛知県の感染状況によっては、講習会はすべて中止、延期とする。

(2) 事務局職員の感染拡大防止のための措置

- ①職員等に感染症に関する情報を正確に伝える。
- ②個人での感染予防や健康状態の把握に努めるよう、注意喚起を行う。
- ③入社前の検温を徹底し、37 度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出社させないようし、自宅待機を基本とする。
- ④職員等に対して自宅待機を要請する際には、医師等専門家の意見を聞く。